第33回 浜田市農業委員会総会会議議事録

日 時:令和5年10月26日(木)9:30~10:14

場 所:浜田市役所 4階 講堂ABC

1 出席委員

【農業委員】(16名)

2番 三浦 寿紀 1番 原田 義一 3番 佐々木京子 4番 柿元 信次 5番 川本 聖光 6番 野上 省三 7番 岡本 健治 9番 河﨑 健 10番 宮﨑 龍生 11番 玉田 17番 渡辺 弘之 12番 高橋 伸幸 13番 大﨑 健太 14番 中田 善喜 16番 佐々森義見 18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】(15名)

1番 前田 正典2番 徳田マスヱ3番 永見 繁廣4番 小谷 保雄6番 領家悟8番 岡本 定文9番 藤若 裕香10番 橋本 安延12番 小松原常雄14番 河野 恒弘14番 近重 邦昭16番 田村 邦麿17番 岡田勝18番 大谷 数義19番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】(2名)

8番青葉 真 15番 林 秀司

【農地利用最適化推進委員】(3名)

5番 小川 明人 11番 串崎 美之 13番 渡邉 弘登

3 総会次第

- (1)会長挨拶
- (2) 議題
 - ○議 案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について (14件)

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)

議第4号 転用統制外証明願について(非農地証明願) (3件)

令和5年10月26日

浜田市農業委員会 会長 原 田 義 一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局:新開局長、岡本農地係長、佐々木主任主事

産業経済部農林振興課:松本事務員

しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

議長

皆さん改めましておはようございます。ただいまから、第33回浜田市農業委員会総会を開催いたします。初めに、皆さま方にご案内のように、浜田市の農業委員、農地利用最適化推進委員は、今年度2月末で任期を終えます。つきましては、先般19日に農業委員、推進会議の改正に伴います評価委員会を産業経済部長、農業振興課長と局長も含めまして、協議をさしていただきました。推薦のありました方については、全員その任を務めることが大丈夫だというお墨付きをいただいておりますので、改めてご報告申し上げます。今後につきましては、議会に同意案を提出し、承認をいただく流れになっております。この同意があって3月に市長が委嘱できるということでございますので、ご報告をしておきたいと思っております。

それから、一部の方はご存知かと思いますが、安来市のご出身で一般社団法人島根県農業会議会長であり、島根県農業協同組合代表理事副組合長でもありました山根盛治氏が10月17日にお亡くなりになられました。昨日、葬儀が行われたとのことです。これに伴い、島根県農業会議会長でしたので役員の改選になるわけですが、今のところ松江市農業委員会の会長を会長候補にしようということになっております。松江の農業委員会会長は、現在、監事をしておられますので、24日付で理事の辞任届を提出され、昨日、理事が集まり承認されたところです。また新しい監事に奥出雲町農業委員会会長にお願いしようということで、明日、松江で臨時理事会が開催され、理事の推薦並びに監事の推薦をして、来月13日に総会で決定するという運びになっておりますので、皆様方にご報告をさせていただきます。ご承知おきください。

それでは、総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。

事務局長

本日、欠席の通告がありました農業委員は、8番 青葉委員、15番 林委員、以上2名から欠席の届出がありました。農業委員の出席は、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定により総会は成立していることを報告します。また、農地利用最適化推進委員の欠席は、5番 小川委員、11番 串崎委員、13番 渡邉委員、以上3名から欠席の届出が出ております。それでは、浜田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第33回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

続いて、浜田市農業委員会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。4番 柿元委員、5番 川本委員、よろしくお願いします。

それでは、議案に入ります。議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、 浜田市より農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等があり ましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の 策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利 用集積計画(案)をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました利用 権設定は、14件、36筆、48,759㎡で、同法第18条第3項の各要件を満たして いると農林振興課で判断されています。公告期間は、令和5年10月30日から 令和5年11月12日までの14日間、開始日を令和5年11月1日以降とされて います。事前質問はありませんでした。以上です。ご審議をよろしくお願いい たします。 議長

皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。 無いようですので採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いた だける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。

委 員

~ 挙手、多数 ~

議長

大多数、挙手です。承認といたします。

議長

続きまして議第2号農地法第3条の規定による許可申請は、1件です。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の25号について説明します。資料をご覧 ください。申請は、折居町の田、2 筆、2,180 m²で、有償の所有権移転です。令 和5年9月総会の3条の20号の場所の北と南側です。譲渡事由は、配偶者の所 有する農地を相続されましたが市外に在住し、農業をされていないため、管理 できない。譲受事由は、耕作されていない申請地を譲り受けて、自家用野菜、 梨、無花果などを作付け、管理・耕作されます。周辺地域との関係、申請者意 見等については、地域の農地の利用調整、水利調整に参加し、取り決めを遵守 します。問題が生じた場合は、関係当事者間で話合いの上、責任をもって対処 すると申請されています。また、現地確認で委員からの意見を申請者に確認し た結果についてですが、農薬を使用する場合は周囲の施設等に許可を得ること については、申請者へ行政書士を通じて連絡したところ、申請者は施設の責任 者であり、申請者より農薬はできるだけ使用しないとの回答がありました。ま た、果樹などを栽培する場合、収穫まで期間が必要。現地は、かなり雑草が繁 茂しているが、耕作しないで放棄することはないかを確認しましたが、行政書 士より、申請者は耕作・栽培に意欲をもっておられますとの回答であり、事務 局より、耕作されない場合は許可取消がある旨伝えています。事前質問はあり ませんでした。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

1番の前田委員、補足説明がありましたらお願いします。

前田委員

10月16日に原田会長と事務局と3名で現場確認をしました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。 はい、宮崎委員。

宮﨑委員

今、係長が言われました農薬散布の件ですが、これ前回も回答を示されていると思うのですが、前回は公共機関に対して、事前に報告する義務がある。そういう話だったのですが、今の農薬散布の状況は、これを事前に文書等で学校や、学校等に連絡、それから保護者にも連絡をしましょうということで、ニュアンス的に前回の回答と違うと思うのですが、これに対しての罰則等は何かあるのですか。

議長

事務局、お願いいたします。

事務局

すいません。農業委員会の方で罰則等については把握しておりません。ですので、また島根県農林水産部、畜産課に必要に応じて確認しておきたいと思い

ます。それから、申請者には先ほど言いましたように、前回も施設管理者に連絡してくださいということで行政書士を通じて、分かりましたと言われましたし、他のケースがあった場合にも、また同じように言いたいと思います。今回の場合には、理事長と土地を購入される方と同一ですから、そこは注意してくださいと言っておりますので、ご了承いただければと思います。

議長

宮﨑委員、よろしいでしょうか。

宮﨑委員

はい。だから今の話だと前回の時よりニュアンス的に若干規制が下がっていると思うのですが、これは公共機関の近くで、サンプルの書類を提出しなければいけないということはないのですね。事前に学校等へ連絡しましょうというだけの問題で、そういうふうに理解していいですか。

議長

事務局お願いいたします。

事務局

先ほども言いましたように、ホームページ等でいろいろ調べてみたのですが、明確なことがなかなか分からなかったので、大変申し訳ありませんが島根県農林水産部畜産課へ直接確認するとかしないと返答することができません。担当課や関係するところにまた確認して聞いてみようと思いますので、来月に報告させていただきます。

議長

よろしいでしょうか。その他、ご意見、ご質問ありませんか。

無いようですので、採決に入ります。農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員

~ 挙手、全員 ~

議長

全員、挙手です。承認といたします。

続きまして、議第3号農地法第4条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請の11号について説明します。資料をご覧ください。申請は、久代町の畑、1筆、14㎡です。転用目的は宅地で、昭和50年頃河川・道路改修等に伴い現況のような状況となり、結果的に登記簿農地を農地以外として使用しているため、顛末書を添えておられ、資金証明は転用済のためありませんでした。被害防止対策等につきましては、周辺への影響はないと思われるが、万一近隣から苦情があった場合には誠意をもって対処する。と申請されています。農地区分は、農用地区域外で、ほ場整備の実施はなく、都市計画区域内の用途指定なしで第2種農地と判断しました。許可の判断は、転用後、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第4条第6項に該当しない農地と判断いたしました。事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

11 号につきまして、14 番の中田委員、もしくは河野委員から補足説明がありましたらお願いします。

中田委員

10月13日に事務局と担当委員と現地確認に参りました。資料の写真や配置

図を見ていただくと分かるように地域は既に宅地化しているところであり、昭和の時代に建ったところで現状変更は難しいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。 無いようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請につい て、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員

~ 挙手、全員 ~

議長

全員挙手です。承認といたします。

続きまして、議第4号転用統制外証明願(非農地証明願)は3件です。事務局の説明をお願いします。

事務局

転用統制外証明願の 1 件目の 22 号について説明します。資料をご覧ください。非農地証明の対象農地は、旭町木田の田、1 筆、2,249 ㎡で、昭和 63 年月日不詳より耕作放棄と現況山林と申請されています。農地区分は、農用地区域内農地で、都市計画区域外のため、第 2 種農地と判断しました。現地確認の結果、農地としての再生は困難であり、証明可能と判断しました。

2件目の23号について説明します。資料をご覧ください。申請は、金城町七条の田畑、3筆、242㎡で、申請内容は、登記簿上存在しているが、公図上は所在不明地です。地図上の表示物件は、法務局の公図になく申請者からの想定位置ですが、現状は公衆用道路の部分とその残地であり、残地の部分も長期間未活用とのことです。このため申請地が所在不明地あるいは想定所在地のいずれにせよ、農地法第2条に規定する農地に該当しないため、非農地証明の申請をしますと、されています。申請地は登記簿上は農地ですが、既に公衆用道路用地として使用されており、現地確認の結果、現況道路用地として証明することと判断しました。

3 件目の 24 号について説明します。資料をご覧ください。申請は、弥栄町門田の田畑、19 筆、8,132 ㎡です。申請地は、農用地区域内農地です。ただし、農業公共投資の対象となっている農地があり、○○番○が第 1 種農地となると判断しております。○○番○は、現地確認ではセイタカアワダチソウが繁茂していました。事務局といたしましては、○○番○については、現地確認委員さんの意見と皆様の意見をお伺いしながら判断させていただきたいと思います。他の申請地につきましては、再生することは困難な農地として、非農地証明願が証明可能と判断いたしました。

事前質問をいただいております。24 号につきまして、○○番○は、圃場整備水田で、周辺水田は耕作されており、その耕作者に耕作管理の依頼をされたのでしょうかというご質問です。ご質問に対しまして、土地所有者に耕作を依頼されたかお伺いしたところ、周辺の方も手いっぱいだと思いますし、農地の形状も悪いので、申し訳ないので耕作のお願いはしておりませんという回答でした。事務局から、利用権設定又は売買等は可能でしょうかとお伺いしたところ、可能です、問題ありませんとの回答でした。今後は、周辺農地耕作者の方にもお伺いしながら、対応したいと思います。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。22 号につきまして、16 番の佐々森委員、もしくは田村委員から補足説明がありましたら

お願いします。

田村委員

先般、現地確認を行いました。先ほど事務局から説明があったとおりで、非常に条件不利地域、急傾斜で狭小ということで、相当長い間、耕作された形跡もございませんので問題ないというふうに判断しております。以上でございます。

議長

23 号につきまして、13 番の大﨑委員から補足説明がありましたらお願いします。

大﨑委員

13 日に事務局と現地確認をしましたが、写真のとおり道路と道路の横に面した土地で事務局の説明したとおりですので、よろしくお願いします。

議長

24 号につきまして、12 番の高橋委員、もしくは小松原委員から補足説明がありましたらお願いします。

高橋委員

先日事務局と推進員と見に行きました。三浦委員のご指摘があった、○○番 ○の農地がまだ耕作条件としてはいいのかなという話を現地でしたところです。 ここの土地、集落に関しては、多分 2 軒しか居住している方がおられない。そ れから高齢化も進んでいくため近隣の方に耕作していただくのはかなり難しい のではないかという話は理解できるのですが、数年前までは、近隣の農業法人 に、この一帯を機械で耕作していただいておりました。しかし、弥栄旭インタ 一線の改良工事によって、この辺の土地を全部盛土でつぶしてしまって、道路 にしています。その時に工事や災害復旧等で、この弥栄旭インター線が通行止 めになって、弥栄側から日中平日一切通行できない状態が続いて、応援に来て いた農業法人が一切来ることができなくなり、それで地元の人だけが耕作する という形になった経緯があります。開通したのは去年だったのではないかと思 うのですが、それで当該の○○番○が狭い農地になってしまい、現状放棄され ているという形です。それで横の農地は、現状耕作されている。ですが○○番 ○だけはできていないということです。で、どうすればいいかと現地でも皆さ んで悩まれておられたので、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思います。 よろしくお願いします。

議長

はい。以上で事務局なり、担当委員さんの説明が終わりました。事前質問をされた方も含めまして、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。 はい、三浦委員。

三浦委員

金城町の23号の件についてお尋ねします。今、公衆用道路となっているそうですが、そもそものこういったことが起こった原因は、確かめられたのでしょうか。これまで固定資産税も払っておられたのかなと思います。先ほど事務局が言われましたが、国に寄付する手続きもあると、そういう手続きをすると経費は幾らなのですか。この度は多分司法書士さんの経費がかかっている事案かなあと思いますので、その辺を解決する方法として、国に寄付するということは、事務局からは、提案とかアドバイスはされたのでしょうか。

議長

事務局、回答をお願いいたします。

事務局

はい、県土整備事務所、法務局に相談しながら、申請者に対して国に寄付す

るというアドバイスは、何回もさせていただきました。しかし、どうしても申請者本人が自分でしたいということで、今回手続きされております。道路用地が、登記簿上農地の個人名義で残っているものはかなりあります。農地パトロール等では、現況が道路用地等なので、農地からは外しておりますが、これは全国的にもかなりあると思います。この土地が、現況道路になった経過といたしましては、道路を付ける際に、売買の手続きはされましたが、登記の手続きをされておらず、所有者個人名義の登記簿上農地のまま残っております。ただ、個人のものと言いながら、道路ですので道路法の方で守られているので、個人が自由にできるものではありません。どうしても登記したいと言われれば、国・県・市町村に事前に相談していただければと思いますが、道路管理者が登記する場合も費用や手続きが必要になりますので、すぐに解決できるものではないと思われますので、ご了承いただければと思います。以上です。

議長

よろしいでしょうか。その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。

無いようですので、採決に入ります。

事務局

弥栄の24号の○○番○は除いて採決がいいと思います。

議長

はい、それでは、採決に入ります。議第 5 号、転用統制外証明願(非農地証明願)のうち、弥栄の24 号の485 番地1を除いた案件について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員

~ 挙手、全員 ~

議 長

全員、挙手ですので、承認といたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 無いようですので、以上を持ちまして、第33回総会を終了します。

終了 午前 10 時 14 分